

日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

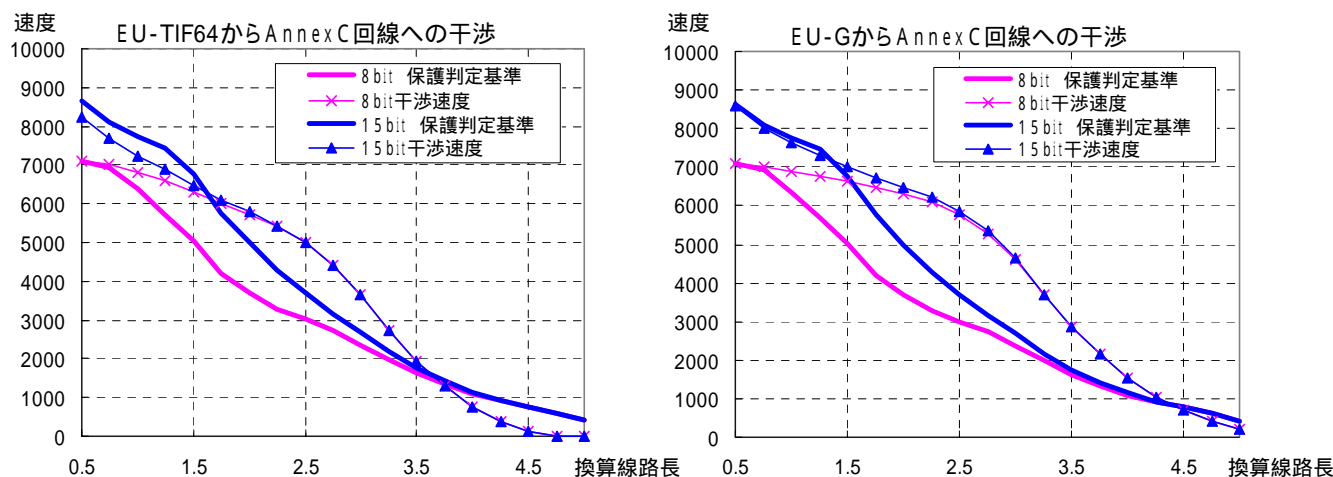
## 題名：サブキャリア当たりのビット数の変更について

### 1. はじめに

本寄書は、課題管理表 C.4.5 「サブキャリア当たりのビット数を 15 ビットに変更するか？」について、弊社の意見を述べるものである。

### 2. サブキャリア当たりビット数変更の影響（EU方式の例）

サブキャリア当たりのビット数を JJ100.01 第2版の条件である 8 ビットから、15 ビットに変更した場合の、保護判定基準値、適合性確認結果に与える影響を以下に例示する。



計算条件：最大ビット数以外は JJ100.01 第2版通り

図：上り拡張方式が既存 ADSL 下り回線に与える影響

#### 15 ビット化による影響（EU-TIF64、EU-G の例）

- ・保護判定基準値は比較的近距离で特に高くなるが、遠距離（4Km 以遠）では変わらない。
- ・干渉計算による ADSL 速度は、近距离では高くなるが、中距離（2～3Km）以遠では変わらない。
- ・提案されている全ての EU 方式は、15 ビット化時の保護判定基準を約 1.5km 以下で満足しない。満足するのは、約 1.5～3.5km となる。

### 3. サブキャリア当たりビット数拡張に関する弊社の考え方

暫定運用が認められた EU 方式は、3 版制定後も、その増設は認められている（問題が生じた場合は対処する）ことを、ここに確認した上で、弊社は、15 ビット化計算についての強い反対意見は有さない立場にある。

しかし、スペクトル管理標準の本来の目的（期待速度の提示ではなくスペクトル共存の許容範囲・利用条件の規制）において、15 ビット化計算が招来するかもしれない導入済み伝送方式への波及、JJ100.01 第2版からの継続性を踏まえ、サブキャリア当たりのビット数8ビットを推奨したい。

C.4		線路モデル，干渉源，計算方法	
C.4.5	オープン	サブキャリア当たりのビット数を15ビットに変更するか？	SMS-07-20 ， SMS-08-13 SMS-09-17 ， SMS-11-07

以上